

わが社の運輸安全マネジメントの取り組み

令和5年度（R5. 4. 1～R6. 3. 31）

- ① 毎年度等、下記の具体的な取組み方を定めたら本社及び営業所へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方を立案したときに掲示します。

◎輸送の安全に関する基本的な方針

・『人命尊重』の精神に徹し、安全を何より優先する

◎社員への周知方法

・安全方針を社内に掲示 ・安全方針を記載した携帯カードの社員配布

◎安全方針に基づく目標

令和5年度の安全目標 ・「交通事故・飲酒運転ゼロを貫徹しよう」

・「労働災害ゼロの達成」

・「ながら運転の撲滅」

◎目標達成のための計画

令和5年度の安全計画 ・点呼及びアルコールチェッカーの完全実施と運行管理体制の確立

・急停止されても止まれる車間距離の確保

・走行時の安全確認を徹底し、バック時の後方確認（目視による確認）の実施

・スマホ・携帯電話・ナビの操作等、ながら運転は絶対にしない

◎わが社における安全に関する情報交換方法

・事業所内のミーティング

・社内イントラを活用し、定期的に意見交換

・社内掲示による情報開示

・営業無線によるリアルタイムでの情報交換

◎わが社の安全に関する反省事項及び改善方法

・物損事故の発生（再発防止策は別紙）

・運行管理者が中心となり乗務員との意見を交換し、皆で改善方法を見出す。

- ② 毎年度、下記の取組み状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は全て公表致します。

◎自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

種別	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
人身事故	0件	0件	0件	0件
物損事故	0件	0件	0件	0件
健康起因	0件	0件	0件	0件
車両故障	0件	0件	0件	0件

◎わが社の自動車事故報告規則第2条及び第4条に規定する事故

令和4年度

重大事故発生件数

0件

会社名

株式会社 野口 本社営業所

代表者名

代表取締役 佐藤 幸弘

令和5年度安全教育計画（バス）

年間指導事項

月	●国土交通省告示第1366号に基づく教育指導13項目	○岩手県県民運動など
4月	●バスを運転する心構え	○春の全国交通安全運動4/6～15 ○交通事故死ゼロを目指す日4/10 ・高齢者、新入学児童の事故防止
5月	●バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと	○春5の全国交通安全運動5/11～20 ・自転車との事故防止
6月	●バスの構造上の特性	○薬物乱用防止広報強化期間6/1～7/31 ・正しい運転姿勢
7月	●乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項	○夏の交通事故防止県民運動7/15～24 ○バス車内事故防止キャンペーン7/1～31 ○全国安全週間7/1～7
8月	●乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	・死角の回避
9月	●運行経路・路線における道路及び交通の状況	○秋の全国交通安全運動9/21～30 ○バスの日9/20 ○交通事故死ゼロを目指す日9/30
10月	●危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	○全国労働衛生週間10/1～7 ・薄暮時の事故防止
11月	●運転者の運転適性に応じた安全運転	・冬道の特長
12月	●交通事故にかかわる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法	○冬の交通事故防止県民運動12/15～24 ○年末年始輸送安全総点検12/10～1/10 ・うっかり事故（ヒヤリハット）の防止
1月	●健康管理の重要性	○年末年始輸送安全総点検12/10～1/10 ・アルコールの知識
2月	●安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法	・交差点の事故防止
3月	●ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 ●ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験などの自社内での共有	
運動の名称		運動期日
交通安全の日		毎月1日
高齢者の交通事故ゼロの日		毎月15日

安全管理規程

株式会社 野口
バス事業部
代表取締役 佐藤幸弘

株式会社野口建材 バス事業部 安全管理規程

目次

第一章	総則
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 (安全統括管理者の選任等含む)
第四章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規定(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

二 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 1、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- 2、輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極かつ効率的に行うよう努めること。
- 3、輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 4、輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 5、輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適格に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
(安全統括管理者の選任等)

(社長等の責務)

- 第七条 社長は、輸送の安全に関する最終的な責任を有する。
- 二 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
 - 三 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 - 四 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
- 1、安全統括管理者
 - 2、統括運行管理者
 - 3、運行管理者
 - 4、整備管理者
 - 5、その他必要な責任者
- 二 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 二 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- 1、国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 2、身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 3、関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
- 1、全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 - 2、輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - 3、輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 - 4、輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 - 5、輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
 - 6、経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - 7、運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
 - 8、整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
 - 9、輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - 10、その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害時に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規制の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合は又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修実施の状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報についての記録及び保存は安全衛生協議会で行い、保存期間は3年間とする。

会社組織図

会社名 株式会社野口
バス事業部 野口交通

